

## ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、本県の森林が水源の涵（かん）養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民が等しくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備・保全することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 知事は、下記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認めた経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 荒廃した里山・平地林の整備
- (2) 貴重な自然環境の保護・保全
- (3) 森林環境教育・普及啓発
- (4) 森林の公有林化
- (5) 独自提案事業

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助事業者及び間接補助事業者)

第4条 補助事業者は、市町村とする。

2 間接補助事業者は、交付の目的に沿って補助事業を行う団体等とする。

3 前項の間接補助事業者は、自己又は所属団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、所属団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

#### (事業計画)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業計画書（別記様式第1号。以下「事業計画書」という。）を別に定める期日までに環境森林事務所長又は森林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

なお、補助事業者及び間接補助事業者（以下「補助事業者等」という。）は事業計画書の提出に当たっては、別に定める「ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金算出基準」の規定に基づき、補助金額を算出するものとする。

- 2 所長は、事業計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業総括計画書（別記様式第2号。以下「総括計画書」という。）により環境森林部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。
- 3 部長は、提出された総括計画書を別表2の事業計画審査基準に基づき審査し、適当と認めたときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業通常事業採択整理案（別記様式3号。以下「通常事業整理案」という。）及びぐんま緑の県民基金市町村提案型事業独自提案事業採択整理案（別記様式4号。以下「独自提案事業整理案」という。）を作成しなければならない。

#### (事業計画の承認)

第6条 部長は、通常事業整理案を、ぐんま緑の県民税評価検証委員会設置要綱（平成25年7月30日付け林第30207-3号環境森林部長通知。）に規定するぐんま緑の県民税評価検証委員会（以下「評価検証委員会」という。）に報告しなければならない。

- 2 部長は、独自提案事業整理案を評価検証委員会に提出し、意見を聴かなければならない。
- 3 部長は、評価検証委員会における意見を踏まえ、事業計画に同意したときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業計画同意書（別記様式第5号。以下「計画同意書」という。）により所長に通知しなければならない。
- 4 所長は、前項の同意を受けたときは、その同意に基づき事業計画を承認し、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業計画承認書（別記様式第6号）により補助事業者に通知しなければならない。

#### (交付申請前の事業計画変更)

第7条 補助事業者は、第9条による交付申請前に前条により承認された事業計画書を別表3で定める変更又は廃止をしようとするときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業交付申請前事業計画変更申請書（別記様式第7号。以下「交付申請前事業計画変更申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、交付申請前事業計画変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業交付申請前事業計画変更協議書（別記様式第8号。以下「交付申請前事業計画変更協議書」という。）により部長に協議するものとする。
- 3 部長は、提出された交付申請前事業計画変更協議書を審査し、適当と認めたときは、

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業交付申請前事業計画変更同意書(別記様式第9号。以下「交付申請前事業計画変更同意書」という。)により所長に通知しなければならない。

- 4 所長は、前項の同意を受けたときは、その同意に基づき事業計画の変更を承認し、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業交付申請前事業計画変更承認書(別記様式第10号)により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の内示決定)

第8条 部長は、第6条の計画同意書及び第7条に基づく交付申請前事業計画変更同意書に基づき、予算の範囲で補助金を所長に割当て、その結果をぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金割当書(別記様式第11号。以下「補助金割当書」という。)により所長に通知するものとする。

- 2 所長は、前項の割当てがあったときは、補助金割当書の範囲内において、補助対象経費及び補助金交付決定予定額を決定し、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金内示通知書(別記様式第12号)により補助事業者に通知しなければならない。

(交付申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付申請書(別記様式第13号。以下「補助金交付申請書」という。)を所長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 所長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、当該補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(別記様式第14号)により補助事業者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第11条 交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付決定日の属する年度内に補助事業を完了するものとする。
- (2) 交付決定日前に着手している補助事業は、補助対象外とする。
- (3) 補助事業の遂行において第4条第3項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報するものとする。
- (4) その他所長が必要と認めた条件

- 2 補助事業者は、前項の規定により所長が補助金の交付の決定に条件を付したときは、間接事補助業者に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(交付決定前の着手)

第12条 補助事業の着手は、原則として第10条の規定による補助金交付決定通知を受けた後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金交付決定通知を受ける前に補助事業に着手する必要があるときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業事

前着手申請書（別記様式第15号。以下「事前着手申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、事前着手申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業事前着手承認書（別記様式第16号）により補助事業者へ通知しなければならない。
- 3 前項の承認を受けたものについては、第11条第1項第2号の規定にかかわらず、事前着手承認日以降に着手した補助事業は、補助対象とする。

（申請の取下げ）

第13条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を所長に提出しなければならない。

（事業計画の変更）

- 第14条 補助事業者は、別表4で定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめぐんま緑の県民基金市町村提案型事業変更承認申請書（別記様式第17号。以下「変更承認申請書」という。）を所長に提出しなければならない。
- 2 所長は、変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助対象内容、補助対象経費及び補助金の額の変更を適当と認めたときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業変更協議書（別記様式第18号。以下「変更協議書」という。）により部長に協議するものとする。
  - 3 部長は、提出された変更協議書を審査し、適当と認めるときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業変更同意書（別記様式第19号）により所長に通知しなければならない。
  - 4 所長は、前項の同意を受けたときは、その同意に基づき変更を承認し、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第20号）により補助事業者へ通知しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第15条 補助事業者は、交付決定された全ての補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第21号。以下「中止（廃止）承認申請書」という。）を所長に提出しなければならない。
- 2 所長は、中止（廃止）承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業中止（廃止）協議書（別記様式22号。以下「中止（廃止）協議書」という。）により部長に協議するものとする。
  - 3 部長は、提出された中止（廃止）協議書を審査し、やむを得ないと認められるときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業中止（廃止）同意書（別記様式23号）により所長に通知しなければならない。
  - 4 所長は、前項の同意を受けたときは、その同意に基づき補助事業の中止（廃止）を承認し、中止（廃止）通知書（別記様式24号）により補助事業者へ通知しなければならない。

ない。

(補助事業遅延の届出)

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにぐんま緑の県民基金市町村提案型事業事故報告書(別記様式第25号)を所長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業執行状況報告書(別記様式第26号。以下「執行状況報告書」という。)により所長へ報告しなければならない。

報告の時期については、補助事業実施年度の8月31日時点における執行状況及び執行見込みについては9月30日までとし、10月31日時点における執行状況及び執行見込みについては11月30日までとする。

2 所長は、執行状況報告書の提出があったときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業執行状況集約報告書(別記様式第27号)により速やかに部長に報告するものとする。

(履行の確認)

第18条 所長は、補助事業実施年度内に補助事業者の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを履行確認復命書(別記様式第28号)により確認するものとする。

2 第20条の規定に基づき補助事業実施年度内に補助事業の額の確定検査を行ったときは、確定検査をもって前項の履行確認を兼ねることができる。

(実績報告)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後2か月を経過した日又は補助金等の交付決定があった日の属する会計年度の翌会計年度の4月20日のいずれか早い日までにぐんま緑の県民基金市町村提案型事業実績報告書(別記様式第29号。以下「実績報告書」という。)を所長に提出しなければならない。ただし、補助事業者は、交付決定のあった日の属する会計年度内に確定検査を受けようとするときは、その会計年度の3月25日までに実績報告書を提出するものとする。

2 補助事業者は、実施箇所を撮影した写真データについて、電子媒体に記録し、所長に提供しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第20条 所長は、実績報告書の提出があったときは、その成果が当該補助金の交付の決定の内容(第14条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査しなければならない。

2 所長は、第23条第4項の規定に基づき繰越承認した交付決定のうち、当年度に完了した補助事業実施箇所については、その成果が当該補助金の交付の決定の内容(第14

条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかを当年度中に検査しなければならない。

- 3 検査者は、前2項の規定に基づき確定検査を実施したときは、確定検査調書(別記様式第30号)により検査結果を所長に復命するものとする。
- 4 所長は、前項の復命を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付額確定通知書(別記様式第31号)により補助事業者に通知しなければならない。
- 5 所長は、確定検査の結果、証明書類等の整備が不足であると判断したときは、補助事業者に対し修正を指示できるものとする。
- 6 既に確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、所長の定める期限内に返還するものとする。

#### (補助金の交付)

- 第21条 所長は、前条第4項に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。ただし、補助金の額の確定前においても相当の理由があるときは、所長は、補助事業者に対し、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金概算払請求書(別記様式第32号)に所長が必要と認めた書類を添えて、所長に提出しなければならない。

#### (補助事業の完了)

- 第22条 所長は、当該年度的全補助事業について、補助金の額の確定及び補助金の支払が完了したときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業完了報告書(別記様式第33号)により部長に報告しなければならない。

#### (事業の繰越)

- 第23条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の全部又は一部を翌年度に繰り越す必要があるときは、交付決定を受けたその年度の2月5日までにぐんま緑の県民基金市町村提案型事業繰越承認申請書(別記様式第34号。以下「繰越承認申請書」という。)を所長に提出しなければならない。
- 2 所長は、繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業繰越承認協議書(別記様式35号。以下「繰越承認協議書」という。)により部長に協議するものとする。
  - 3 部長は、提出された繰越承認協議書を審査し、やむを得ないと認めたときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業繰越同意書(別記様式36号。)により所長に通知しなければならない。
  - 4 所長は、前項の同意を受けたときは、その同意に基づき繰越を承認し、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業繰越承認書(別記様式37号)により補助事業者に通知しなければならない。
  - 5 補助事業者は、前項の承認を受けたときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業年

度終了報告書（別記様式第38号）を補助事業実施年度の3月31日までに所長に提出しなければならない。

- 6 所長は、前項の報告を受けたときは、第20条及び第21条の規定を準用する。ただし、第20条第4項の規定による通知は、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付額年度確定通知書（別記様式第39号）とする。

（交付の決定の取消し等）

第24条 所長は、第15条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があったとき、又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- （1） 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- （4） 補助事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると知事が認めたとき。

2 間接補助事業者が、前項第1号、第2号若しくは第3号に該当する場合又は同項第4号に準ずる場合は、所長は、補助事業者に対する当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

4 所長は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

5 前項の補助金の返還期限は、所長が定める期限内とする。

（森林、竹林整備後の適正管理）

第25条 補助事業者等は、別表1に掲げる整備事業及び困難地整備事業による整備を実施した後の森林、竹林については、管理実施者が適正に管理するものとし、整備着手前に協定を締結し、これを遵守するものとする。

2 整備事業の実施に当たっては、市町村、土地所有者、整備及び次年度以降の管理団体の三者により協定を締結する。

3 困難地整備事業の実施に当たっては、市町村、土地所有者、次年度以降の管理団体の三者により協定を締結するものとする。

4 整備事業、困難地整備事業を実施せずに管理事業を実施する場合にあっては、市町村、土地所有者、管理団体の三者により協定を締結するものとする。

5 協定については、対象とする所在地、期間、区域及び面積、事業の内容、転用の制限、禁止行為等の事項について規定するものとする。

6 協定の期間は、原則として協定を締結した日から10年を経過する日の属する年度の3月31日までの間とする。

7 補助事業による整備後の森林、竹林において、土地所有者が実施する森林施業及び利用については、整備の効果を減少させない範囲において、これを妨げない。

(自然環境保全における協定)

第26条 補助事業者等は、別表1に掲げる貴重な自然環境の保護・保全事業における希少動植物の生息・生育環境の保護保全に関する活動（以下「活動支援」という。）については、管理実施者が適正に管理するものとし、活動支援着手前に協定を締結し、これを遵守するものとする。

2 活動支援の実施に当たっては、市町村、土地所有者、事業実施者の三者により協定を締結する。

3 協定については、対象とする所在地、期間、区域及び面積、事業の内容、転用の制限、禁止行為等の事項について規定するものとする。

4 協定の期間は、原則として協定を締結した日から5年を経過する日の属する年度の3月31日までの間とする。

(財産の管理)

第27条 補助事業者等は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第28条 補助事業者等は、取得財産等について、所長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が、補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめぐんま緑の県民基金市町村提案型事業財産処分承認申請書（別記様式40号。以下「財産処分承認申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

3 間接補助事業者が財産を処分しようとするときは、補助事業者に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者は、あらかじめ財産処分承認申請書を所長に提出しなければならない。

4 所長は、財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業財産処分協議書（別記様式第41号。以下「財産処分協議書」という。）により部長に協議するものとする。

5 部長は、提出された財産処分協議書を審査し、適当と認めるときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業財産処分同意書（別記様式第42号）により所長に通知しなければならない。

- 6 所長は、前項の同意を受けたときは、その同意に基づき財産処分を承認し、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業財産処分承認書（別記様式第43号）により補助事業者に通知しなければならない。
- 7 所長は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（転用）

- 第29条 補助事業者は、当該補助事業完了後に当該施行地を森林以外の用途へ転用する行為が生じたときは、公益上やむを得ない場合を除き、転用面積に応じた補助金相当額を返還しなければならない。
- 2 前項の補助金相当額の返還期限は、所長が定める期限内とする。

（植栽等の報告）

- 第30条 補助事業者は、補助事業において全伐を行った場合の植栽について、植栽が完了した日又は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日のいずれか早い日までに、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業植栽等完了報告書（別記様式第44号。以下「植栽等完了報告書」という。）を所長に提出しなければならない。

なお、天然更新とした場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

- 2 間接補助事業者は、補助事業において全伐を行った場合の植栽及び天然更新について、補助事業者の定める期限までに補助事業者に対して報告し、報告を受けた補助事業者は、植栽等完了報告書を所長に提出しなければならない。
- 3 所長は、植栽等報告書の提出があったときは、その内容を確認し、植栽等がなされていない場合は、補助事業者に対し、植栽することを指示するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の指示を受けたときは、速やかに植栽しなければならない。  
また、間接補助事業者における補助事業であった場合は、補助事業者は、間接補助事業者に対し、速やかに植栽することを指示するものとする。

（帳簿及び書類の備付け等）

- 第31条 補助事業者等は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに当該補助事業を完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
  - 3 補助事業者は、当該補助事業で取得した刈払機、粉砕機等の機器については、使用簿（貸付簿）を作成し適切な管理に努める。

（調査）

- 第32条 所長は、必要があるときは、補助事業者等に対して報告させ、又は職員をして

帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(委任)

第33条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年3月10日から施行し、令和7年度事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け林第30211-1号環境森林部長通知）の規定により、現に施行されているもののうち植栽等の報告については、この要綱の規定により施行されたものとみなす。
- 3 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け林第30211-1号環境森林部長通知）及びぐんま緑の県民基金市町村提案型事業実施要領（平成26年3月31日付け林第30211-2号環境森林部長通知）は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、令和8年2月17日から施行し、令和8年度事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている業務又は事業については、従前の例による。

別表1（第3条関係）

全事業共有要件

- 1 国及び県の既存事業と併用しないこと。
- 2 収益を目的とした事業でないこと。
- 3 間接補助事業者の構成員に対する賃金がないこと。
- 4 市町村が管理する施設（道路、森林公園等）ではないこと。
- 5 補助金は、千円未満切捨てとする。
- 6 事業計画の単位は、事業実施場所（同一作業を行う一つの区画で囲まれた場所）を原則とするが、直径1km以内に近接する事業実施場所を同一の補助事業者又は間接補助事業者が、同一の作業、工程で実施する場合、複数の事業実施場所を合わせた箇所を一計画とすることができる。

事業区分			補助対象事業費 (補助対象経費)	補助率等	採択要件等	補助対象科目
区分	細区分	細々区分				
荒廃した里山・平地林の整備	整備	森林	間接補助事業者が実施する会議開催、刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積等に対する補助に要する経費	補助上限 280千円/ha	(ア) 1事業実施箇所の面積が0.01ha以上であること。 (イ) 市町村と土地所有者、整備及び次年度以降の管理団体の3者により、事業実施及び転用等の権利制限(10年間)に関する協定を締結すること。 (ウ) 全伐の場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに植栽が完了できること。 なお、天然更新としたときは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに「天然更新完了基準書（平成25年3月21日制定）」による天然更新ができること。 (エ) 加算措置の適用は、別途定める様式によって、その内容が承認された場合に適用する。 (オ) 特定の個人のみが利用する私益のみの場所ではなく、公共性のある場所であること。	間接補助事業者に対する補助金 (需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費)
		竹林間伐		補助上限 700千円/ha 【加算措置】 竹材処分運搬 補助率 1/2以内 補助上限 250千円/ha		
		竹林全伐		補助上限 1,000千円/ha 【加算措置】 竹材処分運搬 補助率 1/2以内 補助上限 500千円/ha		
	苗木・資材購入	苗木購入	(1) 間接補助事業者が実施する苗木等の購入に対する補助に要する経費 (2) 市町村が実施する苗木等の購入に要する経費	補助上限 550千円/ha	(ア) 市町村森林整備計画に基づいた高木性樹種の苗木購入であること。 (イ) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（以下「市町村提案型事業」という。）により全伐された箇所における植栽であること。 (ウ) 全伐面積を上限とし、同一地につき1回の購入であること。	(1) 間接補助事業者に対する補助金（原材料費） (2) 原材料費
		資材購入	(1) 間接補助事業者が実施する獣害対策資材の購入に対する補助に要する経費 (2) 市町村が実施する獣害対策資材の購入に要する経費	補助上限 300千円/ha	(ア) 市町村提案型事業により植栽した箇所において、植栽木に食害等の獣害が懸念される場合に行うものであること。 (イ) 植栽面積を上限とし、同一植栽地につき1回の購入であること。	(1) 間接補助事業者に対する補助金（原材料費） (2) 原材料費
	管理		(1) 間接補助事業者が実施または委託する会議開催、刈払い、集積等に対する補助に要する経費 (2) 市町村が実施する刈払い、集積、積込み、運搬等に対する補助に要する経費	補助上限 110千円/ha	(ア) 市町村提案型事業の実施期間かつ協定期間に行われるものであること。 (イ) 特定の個人のみが利用する私益のみの場所ではなく、公共性のある場所であること。	(1) 間接補助事業者に対する補助金（需用費（1個当たりの価格が税込み3万円未満で当年度事業に使用する消耗品）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費）  (2) 委託料、工事請負費

事業区分			補助対象事業費 (補助対象経費)	補助率等	採択要件等	補助対象科目
区分	細区分	細々区分				
	困難地 整備支援	森林間伐	市町村が実施する刈払い、伐倒(伐竹)、玉切り、集積、積込み、運搬(やむを得ず焼却処分をする場合については、補助の範囲内で対象とする。)等に要する経費	補助上限 240～720千円/ha 【補正】 傾斜・間伐率・難易度 【加算措置】 特殊伐採 補助率 1/2以内 補助上限 3,000千円	(ア)人家・道路等に近接した樹木の伐倒や掛かり木になりやすい危険箇所、立竹密度が高い箇所など、住民等では整備が困難である箇所を市町村が整備するものであること。 (イ)1事業実施箇所の面積が0.01ha以上であること。 (ウ)同一地につき1回の施工であること。 (エ)市町村と土地所有者、次年度以降の管理団体の3者により、事業実施及び転用等の権利制限(10年間)に関する協定を締結すること。 (オ)全伐の場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに植栽が完了できること。 なお、天然更新としたときは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに「天然更新完了基準書(平成25年3月21日制定)」による天然更新ができること。 (カ)補助上限額にあっては、現地傾斜度や作業内容等による補正を適用した上で決定する。 (キ)事業実行中は、ぐんま緑の県民基金事業によるものであることを周知する事業看板等を設置すること。 (ク)特殊伐採については、周囲の森林整備の一環として一体的に行うものでクレーン車又は高所作業車を使用するものであること。 (ケ)国、県、市町村が管理する森林でないこと。 (コ)特定の個人のみが利用する私益のみの場所ではなく、公共性のある場所であること。	委託料、工事請負費
		森林全伐		補助上限 1,200～1,800千円/ha 【補正】 傾斜・難易度 【加算措置】 特殊伐採 補助率 1/2以内 補助上限 3,000千円		
		竹林間伐		補助上限 1,728～4,200千円/ha 【補正】 傾斜・間伐率・疎密度・難易度 【加算措置】 竹材処分運搬 補助率 1/2以内 補助上限 200～300千円/ha 特殊伐採 補助率 1/2以内 補助上限 3,000千円		
		竹林全伐		補助上限 4,320～7,100千円/ha (除根なし) 補助上限 6,320～10,400千円/ha (除根あり) 【補正】 傾斜・疎密度・難易度 【加算措置】 竹材処分運搬 補助率 1/2以内 補助上限 400～600千円/ha 特殊伐採 補助率 1/2以内 補助上限 3,000千円		
機器の購入		刈払機	市町村が実施する機器の購入に要する経費	補助率 3/4以内 補助上限 50千円/台	(ア)市町村提案型事業に取り組む間接補助事業者に貸与することを目的とするものであること。 (イ)市町村が貸与規定を整備し、保守管理するものであること。	備品購入費
		粉砕機		補助率 3/4以内 補助上限 2,800千円/台		
		チェーンソー		補助率 3/4以内 補助上限 100千円/台		
		動力ウインチ		補助率 3/4以内 補助上限 300千円/台		

事業区分			補助対象事業費 (補助対象経費)	補助率等	採択要件等	補助対象科目
区分	細区分	細々区分				
貴重な自然環境の保護・保全	活動支援	(1)間接補助事業者が実施する「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」で野生絶滅及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種(以下希少種)の生息・生育環境の保護・保全及び地域住民等への啓発活動に対する補助に要する経費 (2)市町村が実施する希少種の生息・生育環境の保護・保全及び地域住民等への啓発活動に要する経費	初年度1事業当たり補助上限 500千円 2年目以降1事業当たり補助上限 250千円	(ア)希少種の生息・生育環境の保護・保全活動を対象とするものであること。 (イ)市町村、土地所有者、事業実施者の3者により事業実施に関する協定を締結するものであること。 (ウ)市町村提案型事業の実施期間かつ協定期間に行われるものであること。 (エ)「付帯施設の整備」は、「活動支援(生息・生育環境の保護・保全及び地域住民等への啓発活動)」の施設設備が必要と認められるものであること。 (オ)地域住民等への啓発活動においては、「ぐんま緑の県民税」を活用した事業であることを周知すること。	(1)間接補助事業者に対する補助金(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(補助事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料、賃借料)、工事請負費、原材料費) (2)報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(補助事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料、賃借料)、工事請負費、原材料費 ※参加者の移動に要する使用料、賃借料等については、市町村及び学校等が実施する児童生徒を対象とした活動の実施に要する経費に限る。	
	付帯施設の整備	上記の活動支援に必要と認められる施設整備に要する経費	補助率 1/2以内 補助上限 2,000千円/市町村			
森林環境教育・普及啓発	森林環境教育	(1)間接補助事業者が実施する児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に対する補助に要する経費 (2)市町村が実施する児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に要する経費 ※ 森林環境教育及び森林体験活動等(森林環境や森林整備についての専門知識を有する講師による教育や森林内における間伐や枝打等の体験活動)	補助上限 3,000千円/市町村 学校、教育関係団体 補助上限 300千円/団体 NPO・ボランティア団体等に対する間接補助 補助上限 300千円/団体	(ア)森林環境や森林整備についての専門知識を有する講師によるものであること。 (イ)「ぐんま緑の県民税」を活用した事業であることを周知すること。	(1)間接補助事業者に対する補助金(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料(補助事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料、賃借料)、原材料費) (2)報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料(補助事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料、賃借料)、原材料費 ※参加者の移動に要する使用料、賃借料等については、市町村及び学校等が実施する児童生徒を対象とした活動の実施に要する経費に限る。	
	普及啓発	普及啓発	(1)間接補助事業者が実施する森林の機能や重要性に係る普及啓発に対する補助に要する経費 (2)市町村が実施する森林の機能や重要性に係る普及啓発に要する経費	補助上限 1,000千円/市町村 講演会、シンポジウム開催等 補助上限 1,000千円	(ア)森林の機能や重要性に係る普及啓発を目的とする講演会、シンポジウム開催等の事業であること。 (イ)「ぐんま緑の県民税」を活用した事業であることを周知すること。	
		ふれあい事業	(1)間接補助事業者が実施する森林の機能や重要性の理解を促進するための森林等に親しむ体験活動に対する補助に要する経費 (2)市町村が実施する森林の機能や重要性の理解を促進するための森林等に親しむ体験活動に要する経費	補助上限 1,000千円/市町村 森林等に親しむ体験活動(森の体験会、観察会等) 補助上限 150千円/事業	(ア)森林等に親しむ事業であること。 (イ)「ぐんま緑の県民税」を活用した事業であることを周知すること。 (ウ)ぐんま緑の県民税の周知については、ポスター掲示やパンフレット配布等を行うものであること。	(1)間接補助事業者に対する補助金(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(補助事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料、賃借料)、原材料費) (2)報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(補助事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料、賃借料)、原材料費 ※参加者の移動に要する使用料、賃借料等については、市町村及び学校等が実施する児童生徒を対象とした活動の実施に要する経費に限る。

事業区分			補助対象事業費 (補助対象経費)	補助率等	採択要件等	補助対象科目
区分	細区分	細々区分				
森林の公有 林化	水源地域森林 の公有林化	水源地域の森林の購入に要する経費 (事業看板設置費含む)	補助率 1/2以内 補助上限 10,000千円/市町村	<p>次の要件を満たす森林を対象とする用地の購入であること。</p> <p>①森林内に地域の重要な水源が存在すること。</p> <p>②公的管理することで、水源涵養機能の持続的な発揮が期待できること。</p> <p>③市町村森林整備計画の「水源涵養機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実と見込まれること。</p> <p>④森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を県と締結すること。</p> <p>⑤購入する森林の整備計画等を提出すること。</p> <p>⑥ぐんま緑の県民基金事業の周知効果が見込まれる事業看板を設置すること。</p>	公有財産購入費 事業看板設置費(需用費、役務費、委託料、工事請負費のいずれかとする。)	
	平地林の公有 林化	平地林又は平地林を造成しようとする用地の購入に要する経費 (事業看板設置費含む)				<p>次の要件を満たす森林を対象とする用地の購入であること。</p> <p>①快適環境形成機能や保健休養機能が特に求められる森林で公的管理が必要であること。</p> <p>②市町村森林整備計画の「快適環境形成機能維持増進森林」又は「保健文化機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実と見込まれること。</p> <p>③森林造成のための用地取得の場合は面積が0.3haを超え、市街化区域でないこと。</p> <p>④県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。</p> <p>⑤購入する森林の整備・利活用計画等を提出すること。</p> <p>⑥ぐんま緑の県民基金事業の周知効果が見込まれる事業看板を設置すること。</p>
独自提案事業	ぐんま緑の県民税制度の目標を達成するための独自提案事業に要する経費		補助率 1/2以内	<p>(ア)市町村提案型事業の趣旨に合致しているが、補助対象とされていない事業を実施するにあたり、その目的や意義、事業実施後の有益性等が確保されると判断できた事業であること。</p> <p>(イ)第三者機関である「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の意見聴取を得たものであること。</p> <p>(ウ)管理運営的経費、既存施設の維持修繕に充てるものではないこと。</p>		

別表1付表（第3条関係）

要綱別表1に規定する事業区分、細区分に関する略称は以下のとおりとする。

事業区分	略称	計画略称番号
荒廃した里山・平地林の整備	里山・平地林	里
貴重な自然環境の保護・保全	自然環境	自
森林環境教育・普及啓発	教育・普及	教
森林の公有林化	公有林	公
独自提案事業	独自	独

事業区分	細区分	略称
荒廃した里山・平地林の整備	整備	整備
	苗木・資材購入	苗木資材
	管理	管理
	困難地整備支援	困難地
	機器の購入	機器
貴重な自然環境の保護・保全	活動支援	活動支援
	付帯施設の整備	付帯施設
森林環境教育・普及啓発	森林環境教育	森林環境
	普及啓発	普及啓発
森林の公有林化	水源地域森林の公有林化	水源地公有林
	平地林の公有林化	平地林公有林

別表2付表（第5条関係）

ぐんま緑の県民基金市町村提案型 事業計画審査基準

審査項目	審査の観点
整合性	事業内容が事業の目的、趣旨に合致しているか。
公共性	事業の内容が地域住民にとって利益があるか。
必要性	早急に事業を実施する必要性があるか。
具体性	事業計画が具体的な方法・計画・予算で立案されているか。 事業を確実に遂行できる組織体制が整っているか。
費用対効果	適正な経費で高い効果（安全・安心な生活環境の創造に寄与するか）を期待できるか。
既存事業との区分	国・県の既存事業で実施している事業と事業地及び事業内容が重複していないか。
効果の可視性	事業実施により目に見える形で効果が得られるか、また、事業を実施することで社会的な波及効果が期待できるかどうか。

別表 3 (第 7 条関係)

交付申請前変更協議対象

事業区分	内容
全事業区分共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施団体の変更</li> <li>・ 中止 (廃止)</li> </ul>

別表 4 (第 14 条関係)

重要な変更

事業区分	内容 (事業計画単位の変更内容とする)
全事業区分共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金の額の増額</li> <li>・ 補助金の 2 割以上又は 5 0 万円以上の減額</li> <li>・ 事業実施団体の変更</li> <li>・ 事業細々区分の変更</li> <li>・ 支出区分の変更</li> <li>・ 中止 (廃止)</li> </ul>
荒廃した里山・平地林の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施場所の変更</li> </ul>
貴重な自然環境の保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付帯施設の変更・追加</li> </ul>
森林環境教育・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施行程 (プログラム) の変更</li> <li>・ 講演、シンポジウムの内容の変更</li> </ul>
森林の公有林化	—
独自提案事業	(事業内容に応じて要相談)

別記様式第1号(第5条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 計画書

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金の事業計画について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- |   |             |                    |
|---|-------------|--------------------|
| 1 | 計画総括表       | 別紙のとおり (別記様式1号付表1) |
| 2 | 箇所別計画書 (当初) | 別紙のとおり (別記様式1号付表2) |
| 3 | 箇所別事業説明書    | 別紙のとおり (別記様式1号付表3) |
| 4 | その他資料       | 別紙のとおり             |

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 計画総括表

市町村名 \_\_\_\_\_

単位:ha,円

番号	計画番号	事業開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	事業概要	実施面積		補助対象事業費	補助対象事業費の内訳		
				区分	細区分	細々区分				森林	竹林		県補助金	市町村負担	その他
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
	合計									0.00	0.00	0	0	0	0

※事業区分、事業細区分については、別表1付表の略称によるものとする。

※県補助金は、千円未満切捨てとする。

※計画番号については、市町村名の最初の1文字と、事業区分(別表1付表)の略称、優先順位を合わせたものを記入する。(例:前-里-1)

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 箇所別計画書(当初)

事業区分	事業区分名	計画番号
区 分		
細 区 分		
細 々 区 分		

補助事業名	事業開始年度	
事業実施場所		
事業実施者	団 体 名 : 代 表 者 名 : 団 体 住 所 : 電 話 番 号 : 次年度管理団体:	
事業内容	※里山・平地林の計画の場合に記載	
		当初
	森林面積 ( ha )	
	竹林面積 ( ha )	
事業目的 (必要性)		

収入 単位:円

区分	当初計画額	備考
県補助金		
市町村負担金		
その他		
計	0	

※県補助金は千円未満切捨て

支出 単位:円

区分	当初計画額	備考
報 償 費		
旅 費		
需 要 費		
役 務 費		
委 託 料		
工 事 請 負 費		
使用・賃借料		
原 材 料 費		
備 品 購 入 費		
計	0	

【添付書類】

- ・事業実施位置図
- ・航空写真
- ・平面図(面積が表示されているもの。また、隣接地で同事業の施業履歴がある場合は、その年度と事業名を表示すること。)
- ・実施場所の状況写真(特殊伐採がある場合は、その必要性がわかる写真)
- ・その他事業内容を説明する付表
- ・添付書類は、箇所別事業説明書(別記様式付表3)ごとに添付するもの。ただし、共通するものに関しては、〇〇に添付とし、省略可能とする。

※計画番号については、市町村名の最初の一字と事業区分の略称、優先順位を合わせたものを記入する。(例:前-里-1)

※継続の管理事業は図面や写真の添付不要。ただし、前年度事業から変更が生じた場合や植栽状況の証明が必要な場合は添付する。

箇所別事業説明書(整備)

計画番号

○補助上限算出表

該当する細々区分の面積及び竹材処分運搬費を入力してください。

単位:ha、円

細々区分	整備		竹材処分運搬費(加算)		補助上限 合計
	面積	補助上限	竹材処分運搬費	補助上限	
森 林		0	—	—	0
竹 林 間 伐		0		0	0
竹 林 全 伐		0		0	0
合計	0.00	0	0	0	0

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	
土地所有者から事業実施の承諾を得ている。	
加算措置(竹材処分運搬費)の根拠資料(見積書等)を添付している。	
事業実施場所が複数ある場合、それぞれの場所間の距離が直径1km以内である。	

箇所別事業説明書(苗木・資材購入)

計画番号

苗木購入

○植栽施業地(過去に市町村提案事業で全伐した履歴)

着手(全伐) 年度	事業区分			施業地	植栽面積 (ha)	購入樹種名
	区分	細区分	細々区分			
合計					0.00	補助上限: 0円

○採択要件等確認

区分	項目	チェック
苗木購入	ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	
	市町村森林整備計画に基づいた高木性樹種の苗木購入である。	

資材購入

○獣害防止施業地(過去に市町村提案事業で全伐した履歴)

着手(全伐) 年度	事業区分			施業地	獣害防止 面積(ha)	購入資材名
	区分	細区分	細々区分			
合計					0.00	補助上限: 0円

○採択要件等確認項目

区分	項目	チェック
資材購入	ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	



別記様式1号付表3-4(第5条関係)

箇所別事業説明書(困難地整備支援)

計画番号

○補助上限算出

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金算出基準「別表 困難地整備支援単価算出表」を添付すること。

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	
土地所有者から事業実施の承諾を得ている。	
特殊伐採の必要性が分かる写真及び見積書を添付している。	
加算措置(竹材処分運搬費)の根拠資料(見積書等)を添付している。	
事業実施場所が複数ある場合、それぞれの場所間の距離が直径1km以内である。	
国、県、市町村が管理する森林ではない。	
寺社有林や社有林等、管理者がいる森林ではない。 (やむを得ず寺社有林を含む場合は、その公共性が分かる資料を添付すること。)	

箇所別事業説明書(機器の購入)

計画番号

○補助上限算出表(一台一行で記載)

(単位:円)

刈払機	購入費用	補助上限	備考(規格等)
		0	
		0	
	合計	0	

粉砕機	購入費用	補助上限	備考(規格等)
		0	
		0	
	合計	0	

チェーンソー	購入費用	補助上限	備考(規格等)
		0	
		0	
	合計	0	

動力ウインチ	購入費用	補助上限	備考(規格等)
		0	
		0	
	合計	0	

※購入機器のカタログ又は見積書を添付すること。

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	

箇所別事業説明書(活動支援)

計画番号

○保護・保全する自然環境に生息・生育する種の名称・種別(対象種名をプルダウンで入力)

動物or植物	対象種名	分類群	目名	科名	※カテゴリー
合計				動物	0
				植物	0

※「群馬県レッドデータブック2022」のカテゴリー

※位置図(1:5,000地形図～詳細地図)、現地写真、希少種に関する資料を添付すること。

○活動内容(該当する項目にチェック)

項目	チェック
刈り払い等の整備	
パトロール	
立入制限	
清掃	
外来生物の駆除	
希少種保護の啓発活動	
その他( )	
その他( )	

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	

別記様式1号付表3-7(第5条関係)

箇所別事業説明書(付帯施設の整備)

計画番号

○保護・保全する自然環境に生息・生育する種の名称・種別(対象種名をプルダウンで入力)

動物or植物	対象種名	分類群	目名	科名	※カテゴリー
合計				動物	0
				植物	0

※「群馬県レッドデータブック2022」のカテゴリー

※位置図(1:5,000地形図～詳細地図)、現地写真、希少種に関する資料を添付すること。

○付帯施設(該当する項目にチェック)

項目	チェック
立入禁止柵	
立入禁止看板	
獣害防止柵	
希少種の保護・保全に関する啓発看板	
その他( )	
その他( )	

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	

## 箇所別事業説明書(森林環境教育)

計画番号

## ○開催概要

開催月	開催場所	該当するものに✓	実施内容	参加対象者	参加人数	活動時間
(第1回)			間伐・枝打ち体験 植樹体験 その他( )			
(第2回)			間伐・枝打ち体験 植樹体験 その他( )			
(第3回)			間伐・枝打ち体験 植樹体験 その他( )			
(第4回)			間伐・枝打ち体験 植樹体験 その他( )			
(第5回)			間伐・枝打ち体験 植樹体験 その他( )			
合計					0	0

## ○専門講師

講師をする開催回	講師名	資格	所属団体名

※プログラム・行程表を添付すること。

※資格欄については、森林に関する明確な資格保持者ではないが実施団体として適格であると認めた講師に依頼する場合については、「団体推薦」と記載する。

※講師未定の場合も報償費算出の参考とするため、講師名欄を「未定(○名依頼予定)」とし、講師依頼予定(希望)の資格・所属団体を記載する。

## ○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	
樹木や森林の機能や役割、重要性、森林生態系が学習できるプログラムになっている。	
専門講師は、森林についての知識を有し、参加者にそれを伝える能力がある者に依頼する。	
専門講師は、補助事業者及び間接補助事業者(実施団体)の構成員ではない。	
専門講師への報償費が1時間当たり8,000円以内となっている。(報償費の対象となる時間は森林環境教育の活動時間を上限とし、打合せ・会議や宿泊に係る経費は補助対象としない。)	
全ての開催回に専門講師がいる。	
補助事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料、賃借料のみ計上している。(参加者の交通費は市町村、学校等が実施する児童生徒を対象とした活動に要する経費に限る。)	

箇所別事業説明書(普及啓発「普及啓発」)

計画番号

○シンポジウム・講演会開催概要

開催月	講演タイトル・内容	該当するものに✓	実施内容	聴衆対象者	聴衆人数	講師人数	講演実施時間
(第1回)			シンポジウム 講演会 その他( )				
(第2回)			シンポジウム 講演会 その他( )				
(第3回)			シンポジウム 講演会 その他( )				
(第4回)			シンポジウム 講演会 (自由記入欄)				
(第5回)			シンポジウム 講演会 その他( )				
合計					0	0	0

※報償費を計上する場合は、講師人数欄に講師人数を記載すること。

※シンポジウム・講演会のプログラムや講演内容(予定)が分かる資料を添付すること。

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	
専門講師への報償費が1時間当たり8,000円以内となっている。(報償費の対象となる時間は講演実施時間を上限とし、打合せ・会議や宿泊に係る経費は補助対象としない。)	

箇所別事業説明書(普及啓発「ふれあい事業」)

計画番号

○森林等に親しむ体験活動の開催概要

開催月	開催場所	該当するものに✓	実施内容	参加対象者	参加人数	講師人数	活動時間
(第1回)			森林・自然観察会 林内レクリエーション 木工工作 その他( )				
(第2回)			森林・自然観察会 林内レクリエーション 木工工作 その他( )				
(第3回)			森林・自然観察会 林内レクリエーション 木工工作 その他( )				
(第4回)			森林・自然観察会 林内レクリエーション 木工工作 その他( )				
(第5回)			森林・自然観察会 林内レクリエーション 木工工作 その他( )				
合計					0	0	0

※報償費を計上する場合は、講師人数欄に講師人数を記載すること。  
 ※プログラム・行程表・「ぐんま緑の県民税」のPR計画を添付すること。

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	
森林の機能や重要性の理解を促進するための森林等に親しむ体験活動になっている。	
専門講師への報償費が1時間当たり8,000円以内となっている。(報償費の対象となる時間はふれあい事業の活動時間を上限とし、打合せ・会議や宿泊に係る経費は補助対象としない。)	
補助事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料、賃借料のみ計上している。(参加者の交通費は市町村、学校等が実施する児童生徒を対象とした活動に要する経費に限る。)	

箇所別事業説明書(公有林化)

計画番号

○公有林化箇所

(単位:円)

所有者	地目	地番	面積	林小班	林種	購入予定額
合計			0.00ha			0

補助上限	0
------	---

○公有林化する理由

○公有林化する森林の活用方針

※位置図(1:25,000又は1:50,000地形図)、詳細図(1:5,000程度)、現地写真を添付すること。  
 また、必要性や妥当性を判断するため、購入予定地の評価額や課税評価等の資料を添付すること。

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	

計画番号

○独自提案事業

※独自提案事業については、類似する箇所別事業説明書(1号付表3-1~11)を準用すること。

※事業費の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	

箇所別事業説明書(独自提案事業「クビアカ対策」)

計画番号

○クビアカ対策実施箇所

No.	施設名など	住所(個人宅を除く)	実施地分類	樹種	対象木 本数	防除方法 ※樹幹注入・ネット巻きなど	作業・発注 形態	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
合計					0			

※各対策実施箇所がわかる図面を添付すること。  
 ※事業費の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

○採択要件等確認項目

項目	チェック
ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱(別表1)の採択要件を確認した。	
農薬を使用する場合、農薬取締法及び関係法令に遵守している。	

別記様式第2号(第5条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

環境森林部長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 総括計画書

このことについて、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり協議します。

記

- 1 計画総括表 別紙のとおり (別記様式2号付表1)
- 2 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 計画書(写し)  
別紙のとおり (別記様式1号)

※別記様式1号付表1～3及び添付資料含む。

※写真は、JPEGデータでの提出にご協力ください。

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 計画総括表

事務所名 \_\_\_\_\_

単位:ha,円

番号	市町村名	計画番号	事業開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	実施面積		補助対象事業費	補助対象事業費の内訳			事務所意見
					区分	細区分	細々区分			森林	竹林		県補助金	市町村負担	その他	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
	合計									0	0	0	0	0	0	0

※事業区分、事業細区分については、別表1付表の略称によるものとする。

※県補助金は、千円未満切捨てとする。

※計画番号については、市町村名の最初の1文字と、事業区分(別表1付表)の略称、優先順位を合わせたものを記入する。(例:前-里-1)

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 通常事業採択整理案

番号	市町村名	計画番号	事業開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	事業概要	面積(ha)		補助対象事業費(円)	県補助金(円)	審査結果	審査意見
					区分	細区分	細々区分				森林	竹林				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
	合計				0箇所						0.00	0.00	0	0		

※県補助金は、千円未満切捨てとする。

※計画番号については、当初計画番号を記入する。(例:前橋市・里山平地林・優先順位1→前一里-1)

【独自提案事業の採択の考え方】

1	何らかの事情で協定が締結できない場合など、森林整備後の管理体制が確保されていない時点で「荒廃した里山・平地林の整備」と同等以上の提案があった場合は、「管理体制の構築に努めることを条件」とし、補助上限を「里山・平地林整備(困難地整備支援)」の1/2以内、同一地につき1回限りを条件に独自提案事業として認める。
2	市町村提案型事業の趣旨に合致しているが、補助対象とされていない事業を実施するにあたり、その目的や意義、事業実施後の有益性等が担保されると判断できた事業を独自提案事業として認める。

【採択整理案】

番号	市町村名	計画番号	補助事業名	事業概要	補助対象事業費 (円)	補助対象事業費の内訳(円)		採択・不採択	審査意見
						県補助金	市町村負担金		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計					0	0	0		

※県補助金は、千円未満切捨てとする。

※計画番号については、当初計画番号を記入する。(例:前橋市・里山平地林・優先順位1→前-里-1)

別記様式第5号(第5条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

環境森林部長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 計画同意書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇で協議のありました総括計画書について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり同意します。

記

1 計画同意一覧表

別紙のとおり (別記様式5号付表1・2)

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 計画同意一覧表(通常事業)

番号	市町村名	計画番号	事業開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	事業概要	面積(ha)		補助対象事業費(円)	県補助金(円)	審査結果	審査意見
					区分	細区分	細々区分				森林	竹林				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
	合計				0箇所						0.00	0.00	0	0		

※県補助金は、千円未満切捨てとする。

※計画番号については、当初計画番号を記入する。(例:前橋市・里山平地林・優先順位1→前-里-1)

【独自提案事業の採択の考え方】

1	何らかの事情で協定が締結できない場合など、森林整備後の管理体制が確保されていない時点で「荒廃した里山・平地林の整備」と同等以上の提案があった場合は、「管理体制の構築に努めることを条件」とし、補助上限を「里山・平地林整備(困難地整備支援)」の1/2以内、同一地につき1回限りを条件に独自提案事業として認める。
2	市町村提案型事業の趣旨に合致しているが、補助対象とされていない事業を実施するにあたり、その目的や意義、事業実施後の有益性等が担保されると判断できた事業を独自提案事業として認める。

【採択整理案】

番号	市町村名	計画番号	補助事業名	事業概要	補助対象事業費 (円)	補助対象事業費の内訳(円)		採択・不採択	審査意見
						県補助金	市町村負担金		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計					0	0	0		

※県補助金は、千円未満切捨てとする。 ※計画番号については、当初計画番号を記入する。(例:前橋市・里山平地林・優先順位1→前-里-1)

別記様式第6号(第6条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 計画承認書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で提出のありました事業計画書について、下記のとおり承認しましたので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第6条第4項の規定により通知します。

なお、事業の実施については、別途通知する予算内示の範囲内とします。

記

1 計画承認一覧表

別紙のとおり (別記様式6号付表1・2)

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 計画承認一覧表(通常事業)

番号	市町村名	計画番号	事業開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	事業概要	面積(ha)		補助対象事業費(円)	県補助金(円)	審査結果	審査意見
					区分	細区分	細々区分				森林	竹林				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
	合計				0箇所						0.00	0.00	0	0		

※県補助金は、千円未満切捨てとする。

※計画番号については、当初計画番号を記入する。(例:前橋市・里山平地林・優先順位1→前-里-1)

【独自提案事業の採択の考え方】

1	何らかの事情で協定が締結できない場合など、森林整備後の管理体制が確保されていない時点で「荒廃した里山・平地林の整備」と同等以上の提案があった場合は、「管理体制の構築に努めることを条件」とし、補助上限を「里山・平地林整備(困難地整備支援)」の1/2以内、同一地につき1回限りを条件に独自提案事業として認める。
2	市町村提案型事業の趣旨に合致しているが、補助対象とされていない事業を実施するにあたり、その目的や意義、事業実施後の有益性等が担保されると判断できた事業を独自提案事業として認める。

【採択整理案】

番号	市町村名	計画番号	補助事業名	事業概要	補助対象事業費 (円)	補助対象事業費の内訳(円)		採択・不採択	審査意見
						県補助金	市町村負担金		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計					0	0	0		

※県補助金は、千円未満切捨てとする。 ※計画番号については、当初計画番号を記入する。(例:前橋市・里山平地林・優先順位1→前-里-1)

別記様式第7号(第7条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 交付申請前事業計画変更申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で承認された事業計画を変更したいので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- |   |                   |                    |
|---|-------------------|--------------------|
| 1 | 交付申請前事業計画変更理由書    | 別紙のとおり (別記様式7号付表1) |
| 2 | 交付申請前事業計画変更総括表    | 別紙のとおり (別記様式7号付表2) |
| 3 | 交付申請前事業計画変更箇所別計画書 | 別紙のとおり (別記様式7号付表3) |
| 4 | その他資料             | 別紙のとおり             |

別記様式第7号付表1(第7条関係)

交付申請前事業計画変更理由書

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
変更・中止(廃止)の別	
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
変更・中止(廃止)の別	
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
変更・中止(廃止)の別	
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
変更・中止(廃止)の別	
理 由	



〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 交付申請前事業計画変更箇所別計画書

事業区分	事業区分名	計画番号
区 分		
細 区 分		
細 々 区 分		

補助事業名	事業開始年度		
事業実施場所			
事業実施者	団 体 名 : 代 表 者 名 : 団 体 住 所 : 電 話 番 号 : 次年度管理団体:		
事業内容		計画承認面積	変更
		森林面積 ( ha )	
		竹林面積 ( ha )	
事業目的 (必要性)	※里山・平地林の計画の場合に記載		

収入 単位:円

区分	最新の計画承認額 A	変更計画額 B	増減 B-A	備考
県補助金			0	
市町村負担金			0	
その他			0	
計	0	0	0	

※県補助金は千円未満切捨て

支出 単位:円

区分	最新の計画承認額 A	変更計画額 B	増減 B-A	備考
報 償 費			0	
旅 費			0	
需 要 費			0	
役 務 費			0	
委 託 料			0	
工 事 請 負 費			0	
使用・賃借料			0	
原 材 料 費			0	
備 品 購 入 費			0	
計	0	0	0	

【添付書類】

- ・変更箇所を更新した箇所別事業説明書(別記様式1号付表3)
- ・事業実施位置図
- ・航空写真
- ・平面図(面積が表示されているもの。また、隣接地で同事業の施業履歴がある場合は、その年度と事業名を表示すること。)
- ・変更点の説明となる状況写真(特殊伐採がある場合は、その必要性がわかる写真)
- ・その他事業内容を説明する付表

※事業実施者を変更するときは、旧事業実施者を見え消しにし、赤字で加筆修正をすること。

※事業実施場所を変更するときは、承認された事業計画と変更事業計画の比較ができるよう位置を表示すること。

環境森林部長あて

〇〇(環境) 森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 交付申請前事業計画変更協議書

このことについて、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 変更事業

(単位:円)

市町村名	計画番号	補助対象事業費	県補助金

※上段に最新の計画承認額、下段に変更金額を記入する。

2 事務所意見

3 提出書類

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 交付申請前変更申請書(写し)

別紙のとおり (別記様式7号)

※別記様式7号付表1～3及び添付資料含む。

別記様式第9号(第7条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

環境森林部長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 交付申請前事業計画変更同意書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇で協議のありました事業計画書の変更について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり同意します。

## 記

### 1 変更協議結果

別記様式第10号(第7条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 交付申請前事業計画変更承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で申請のありました事業計画の変更について、  
下記のとおり承認しましたので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第7条  
第4項の規定により通知します。

## 記

### 1 変更承認結果

- 2 変更の対象となる補助事業は、当該交付申請前変更申請書に記載のとおりとし、  
その他については、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号で承認した計画書のとおりとする。





別記様式第13号(第9条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 補助金交付申請書

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- |   |         |                     |   |
|---|---------|---------------------|---|
| 1 | 交付申請額   | 金                   | 円 |
| 1 | 計画総括表   | 別紙のとおり (別記様式13号付表1) |   |
| 2 | 事業完了年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日           |   |

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 計画総括表

市町村名 \_\_\_\_\_

単位：ha,円

番号	計画番号	事業開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	事業概要	実施面積		補助対象事業費 (計画承認額)	補助対象事業費の内訳 (計画承認額)		
				区分	細区分	細々区分				森林	竹林		県補助金	市町村負担	その他
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
	合計									0.00	0.00	0	0	0	0

※事業区分、事業細区分については、別表1付表の略称によるものとする。

※県補助金は、千円未満切捨てとする。

※計画番号については、市町村名の最初の1文字と、事業区分（別表1付表）の略称、優先順位を合わせたものを記入する。（例：前-里-1）

別記様式第14号(第10条関係)

群馬県指令〇〇第〇〇〇号

〇〇市町村

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で申請のありました〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号)第5条第1項及びぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 印

記

- 1 補助事業に要する経費 金 円
- 2 交付決定額 金 円
- 3 補助事業者は、群馬県補助金等に関する規則及びぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。
- 4 全伐を行った場合は、植栽をするものとし、植栽が完了した日又は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年(天然更新とした場合は、5年)を経過する日のいずれか早い日までに完了の報告をしなければならない。
- 5 当該事業完了後に当該施行地を森林以外の用途へ転用する行為が生じた場合、公益上やむを得ぬ場合を除き、森林所有者又は補助事業者は、転用面積に応じて補助金相当額を返還しなければならない。
- 6 事業完了年月日は、当該事業の支払いが完了する日以降とする。

別記様式第15号(第12条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 事前着手申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で承認され事業計画書について、交付決定前に着手したいので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が事業計画書の補助金額に達しない場合においても意義は申し立てません。

記

- 1 事前着手理由書 別紙のとおり (別記様式15号付表1)
- 2 事前着手箇所一覧表 別紙のとおり (別記様式15号付表2)

事前着手理由書

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
事 前 着 手 日	〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 申 請 予 定 日	〇〇年〇〇月〇〇日
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
事 前 着 手 日	〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 申 請 予 定 日	〇〇年〇〇月〇〇日
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
事 前 着 手 日	〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 申 請 予 定 日	〇〇年〇〇月〇〇日
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
事 前 着 手 日	〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 申 請 予 定 日	〇〇年〇〇月〇〇日
理 由	

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 事前着手箇所一覧表

市町村名

単位:ha,円

番号	計画番号	事業 開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	事業概要	実施面積		補助対象 事業費 (計画承認額)	補助対象事業費の内訳 (計画承認額)		
				区分	細区分	細々区分				森林	竹林		県補助金	市町村負担	その他
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
	合計									0.00	0.00	0	0	0	0

※事前着手をする補助事業のみ記載する。

別記様式第16号(第12条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 事前着手承認書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で申請のありました事前着手申請について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第12条第2項により、下記のとおり承認します。

記

1 事業事前着手承認日

〇〇年〇〇月〇〇日

2 条件

補助事業の着手は承認日以降とする。

別記様式第17号(第14条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定された標記補助金に係る事業計画を変更したいので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- |   |          |                     |
|---|----------|---------------------|
| 1 | 変更理由書    | 別紙のとおり (別記様式17号付表1) |
| 2 | 変更総括表    | 別紙のとおり (別記様式17号付表2) |
| 3 | 変更箇所別計画書 | 別紙のとおり (別記様式17号付表3) |
| 4 | その他資料    | 別紙のとおり              |

変更理由書

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
変更・中止(廃止)の別	
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
変更・中止(廃止)の別	
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
変更・中止(廃止)の別	
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
変更・中止(廃止)の別	
理 由	



〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 変更箇所別計画書

事業区分	事業区分名	計画番号
区 分		
細 区 分		
細 々 区 分		

補助事業名		事業開始年度	
事業実施場所			
事業実施者	団 体 名 : 代 表 者 名 : 団 体 住 所 : 電 話 番 号 : 次年度管理団体:		
事業内容		計画承認面積	変更
		森林面積 ( ha)	
		竹林面積 ( ha)	
事業目的 (必要性)			

収入 単位:円

区分	最新の交付決定額 A	変更計画額 B	増減 B-A	備 考
県補助金			0	
市町村負担金			0	
その他			0	
計	0	0	0	

※県補助金は千円未満切捨て

支出 単位:円

区分	最新の交付決定額 A	変更計画額 B	増減 B-A	備 考
報 償 費			0	
旅 費			0	
需 要 費			0	
役 務 費			0	
委 託 料			0	
工 事 請 負 費			0	
使用・賃借料			0	
原 材 料 費			0	
備 品 購 入 費			0	
計	0	0	0	

【添付書類】

- ・変更箇所を更新した箇所別事業説明書(別記様式1号付表3)
  - ・事業実施位置図
  - ・航空写真
  - ・平面図(面積が表示されているもの。また、隣接地で同事業の施業履歴がある場合は、その年度と事業名を表示すること。)
  - ・変更点の説明となる状況写真(特殊伐採がある場合は、その必要性がわかる写真)
  - ・その他事業内容を説明する付表
- ※事業実施者を変更するときは、旧事業実施者を見え消しにし、赤字で加筆修正をすること。  
 ※事業実施場所を変更するときは、承認された事業計画と変更事業計画の比較ができるよう位置を表示すること。

環境森林部長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 変更協議書

このことについて、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 変更事業

(単位:円)

市町村名	計画番号	補助対象事業費	県補助金

※上段に最新の交付決定額、下段に変更金額を記入する。

2 事務所意見

3 提出書類

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 変更承認申請書(写し)

別紙のとおり (別記様式17号)

※別記様式17号付表1~3及び添付資料含む。

別記様式第19号(第14条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境) 森林事務所長あて

環境森林部長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 変更同意書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇で協議のありました事業計画の変更について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり同意します。

記

1 変更協議結果

別記様式第20号(第14条関係)

群馬県指令〇〇第〇〇〇号

〇〇市町村

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で変更申請のありました〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金については、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号)第9条第1項及びぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第14条第4号の規定により、下記のとおり変更交付決定します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 印

記

- 1 変更の対象となる補助事業は、当該変更交付申請書に記載のとおりとし、その他については、〇〇年〇〇月〇〇日付け群馬県指令〇〇第〇〇号による交付決定通知のとおりとする。
- 2 変更後における補助に要する経費 円
- 3 変更後における補助金の額 円
- 4 変更後の事業完了年月日は〇〇年〇〇月〇〇日までとし、実績報告書を〇〇年〇〇月〇〇日までに提出するものとする。

別記様式第21号(第15条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 中止(廃止)承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定された標記事業について、下記の理由により中止(廃止)したいので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)理由書 別紙のとおり (別記様式21号付表1)
- 2 中止(廃止)箇所一覧表 別紙のとおり (別記様式21号付表2)

中止(廃止)理由書

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
理 由	

計 画 番 号	
補 助 事 業 名	
事 業 実 施 者	
理 由	

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 中止(廃止)箇所一覧表

市町村名 \_\_\_\_\_

単位:ha,円

番号	計画番号	事業開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	最新の計画承認(交付決定)内容						変更内容					
				区分	細区分	細々区分			実施面積		補助対象事業費	補助対象事業費の内訳			実施面積		補助対象事業費	補助対象事業費の内訳		
									森林	竹林		県補助金	市町村負担	その他	森林	竹林		県補助金	市町村負担	その他
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
	合計								0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0

※事業区分、事業細区分については、別表1付表の略称によるものとする。  
 ※県補助金は、千円未満切捨てとする。  
 ※計画番号については、市町村名の最初の1文字と、事業区分(別表1付表)の略称、優先順位を合わせたものを記入する。(例:前-里-1)

別記様式第22号(第15条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

環境森林部長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 中止(廃止)協議書

このことについて、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 事務所意見

2 提出書類

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 中止(廃止)承認申請書(写し)

別紙のとおり (別記様式21号)

※別記様式21号付表1・2含む

別記様式第23号(第15条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

環境森林部長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 中止(廃止)同意書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇で協議のありました補助事業の中止(廃止)について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により、下記のとおり同意します。

記

1 中止(廃止)協議結果

別記様式第24号(第15条関係)

群馬県指令〇〇第〇〇〇号

〇〇市町村

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で申請のありました〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金の中止(廃止)については、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号)第9条第1項及びぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第15条第4項の規定により、下記のとおり承認します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 印

記

廃止の対象となる事業は、当該中止(廃止)承認申請書に記載のとおりとし、決定の全部を取り消すものとする。

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 事故報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定された標記補助事業について、下記のとおり予定の期間内に補助事業が完了しない(補助事業の遂行が困難である)ため、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業が予定期間内に完了しない(遂行することが困難である)理由

2 補助事業の遂行状況

事業区分	補助対象事業費	補助事業の遂行状況				備考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの		
		実施額	進捗率	実施見込額	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		



別記様式第27号(第17条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

環境森林部長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 執行状況集約報告書

このことについて、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 提出書類

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 施行状況報告書(写し)

別紙のとおり (別記様式26号)

## 履行確認復命書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 あて

確認者                      職                      氏名

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり確認しましたので報告します。

### 記

市町村名				
事業区分	計画番号	区分	細区分	細々区分
補助事業者 (間接補助事業者)				
事業実施場所				
内容及び事業量				
補助金交付決定年月日及び金額	交付決定	〇〇年〇〇月〇〇日付け 群馬県指令〇〇第〇〇〇号		円
	最新変更	〇〇年〇〇月〇〇日付け 群馬県指令〇〇第〇〇〇号		円
県からの補助金概算払状況	年 月 日			円
事業実施期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日 ※事業実施期間の終期については、事業完了年月日を記載する。			
履行確認年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
間接補助事業者への 補助金支払状況	〇〇年〇〇月〇〇日			円
その他特記事項				

別記様式第29号(第19条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定(変更決定〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号)された標記補助事業の実績について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績報告総括表 別紙のとおり (別記様式29号付表1)
- 2 箇所別実績書 別紙のとおり (別記様式29号付表2)
- 3 事業実施期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 その他資料 別紙のとおり(実績報告の根拠となる証拠資料)

5 精算払先(口座番号)

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
預金名義	
フリガナ	

※口座振込エラーを防ぐため、金融機関の通帳の記載内容を見ながら入力してください。



〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 箇所別実績書

事業区分	事業区分名	計画番号
区 分		
細 区 分		
細 々 区 分		

補助事業名		事業開始年度	
事業実施場所			
事業実施者	団体名： 代表者名： 団体住所： 電話番号： 次年度管理団体：		
事業内容			※里山・平地林の計画の場合に記載
		計画承認面積	実績
	森林面積 (ha)		
	竹林面積 (ha)		
事業目的 (必要性)			

収入 単位:円

区分	最新の交付決定額 A	実績額 B	増減 B-A	備考
県補助金			0	
市町村負担金			0	
その他			0	
計	0	0	0	

※県補助金は千円未満切捨て

支出 単位:円

区分	最新の交付決定額 A	実績額 B	増減 B-A	備考
報償費			0	
旅費			0	
需要費			0	
役員費			0	
委託料			0	
工事請負費			0	
使用・賃借料			0	
原材料費			0	
備品購入費			0	
計	0	0	0	

○貴重な自然環境の保護・保全

種名	カテゴリー
合計	動物種・植物種

○森林環境教育・普及啓発

開催日	参加者人数	講師人数
合計	0	0

添付資料:事業実施場所位置図、平面図(面積が示されているもの)、事業実施前・後及び実施中の状況写真、その他事業内容を説明する付表

## 確定検査調書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 あて

確認者 職 氏名

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第20条第3項の規定により、下記のとおり補助事業の額の確定検査をしましたので報告します。

## 記

市町村名				
事業区分	計画番号	区分	細区分	細々区分
補助事業者 (間接補助事業者)				
事業実施場所				
内容及び事業量				
補助事業に要した経費及び内訳	県	円	市町村	円
	その他	円	事業費	円
補助金交付決定年月日及び金額	交付決定	〇〇年〇〇月〇〇日付け 群馬県指令〇〇第〇〇〇号		円
	最新変更	〇〇年〇〇月〇〇日付け 群馬県指令〇〇第〇〇〇号		円
県からの補助金概算払状況	年	月	日	円
事業実施期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日 ※事業実施期間の終期については、事業完了年月日を記載する。			
間接補助事業者への 補助金支払状況	〇〇年〇〇月〇〇日			円
履行確認年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
確定検査年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
その他特記事項				

別記様式第31号(第20条関係)

群馬県指令〇〇第〇〇〇号

〇〇市町村

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で実績報告のありました〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号)第7条第1項及びぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第20条第4項の規定により、下記のとおり確定します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 印

記

- 1 補助金の確定額 円
- 2 当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該事業の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- 3 当該補助事業で取得した刈払機、粉砕機等については、使用簿(貸付簿)を作成し適切な管理に努めること。

別記様式第32号(第21条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長 印

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定された標記補助金について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第21条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払箇所一覧表 別紙のとおり (別記様式32号付表1)

3 概算払先(口座番号)

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
預金名義	
フリガナ	

※口座振込エラーを防ぐため、金融機関の通帳の記載内容を見ながら入力してください。

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 概算払箇所一覧表

市町村名

単位：円

番号	計画番号	事業 開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	交付決定内容又は事業実績						完了・ 未完了 の別	既受領金額 B	今回請求額 C	残 額 A-B-C
				区分	細区分	細々区分			実施面積	補助対象 事業費	補助対象事業費の内訳							
											森林	竹林	県補助金	市町村負担				
1																	0	
2																	0	
3																	0	
4																	0	
5																	0	
6																	0	
7																	0	
8																	0	
9																	0	
10																	0	
11																	0	
12																	0	
13																	0	
14																	0	
15																	0	
16																	0	
17																	0	
18																	0	
19																	0	
20																	0	
	合計								0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	

※概算払請求をする補助事業のみ記載する。

別記様式第33号(第22条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

環境森林部長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 完了報告書

このことについて、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第22条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 提出書類

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 実績報告総括表

別紙のとおり (別記様式29号付表1)

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 繰越承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定された標記事業について、〇〇年度内にこれを完了させることが困難になりましたので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第23条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1	交付決定金額	円
2	1のうち繰越を必要とする額	円
3	繰越理由書	別紙のとおり (別記様式34号付表1)
4	繰越事業総括表	別紙のとおり (別記様式34号付表2)
5	繰越箇所別計画書	別紙のとおり (別記様式34号付表3)

繰越理由書

計 画 番 号													
補 助 事 業 名													
事 業 実 施 者													
繰越後完了予定日		〇〇年〇〇月〇〇日											
理 由													
工 程 表	年 度	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
計 画	〇年度												
実 施	〇年度												
	〇年度												

※工程表はバーチャートにより作成する。

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 繰越事業総括表

市町村名 \_\_\_\_\_

単位:ha,円

番号	計画番号	事業開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	実施面積		補助対象事業費(交付決定額)	補助対象事業費の内訳(交付決定額)			繰越額(県補助金分)
				区分	細区分	細々区分			森林	竹林		県補助金	市町村負担	その他	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
	合計								0.00	0.00	0	0	0	0	0

※事業区分、事業細区分については、別表1付表の略称によるものとする。  
 ※県補助金は、千円未満切捨てとする。  
 ※計画番号については、市町村名の最初の1文字と、事業区分(別表1付表)の略称、優先順位を合わせたものを記入する。(例:前-里-1)

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 繰越箇所別計画書

事業区分	事業区分名
区 分	
細 区 分	
細 々 区 分	

計画番号

補助事業名			事業開始年度	
事業実施場所				
事業実施者	団 体 名 : 代 表 者 名 : 団 体 住 所 : 電 話 番 号 : 次年度管理団体:			
事業内容			計画承認面積	※里山・平地林の計画の場合に記載
	森林面積 ( ha)			
	竹林面積 ( ha)			
事業目的 (必要性)				

収入 単位:円

区分	最新の交付決定額 A	年度内完了 B	繰越額 A-B	備考
県補助金			0	
市町村負担金			0	
その他			0	
計	0	0	0	

※県補助金は千円未満切捨て

支出 単位:円

区分	最新の交付決定額 A	年度内完了 B	繰越額 A-B	備考
報償費			0	
旅費			0	
需 要 費			0	
役 務 費			0	
委 託 料			0	
工事請負費			0	
使用・賃借料			0	
原 材 料 費			0	
備品購入費			0	
計	0	0	0	

別記様式第35号(第23条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

環境森林部長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 繰越承認協議書

このことについて、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第23条第2項の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 提出書類

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 繰越承認申請書(写し)

別紙のとおり (別記様式34号)

※別記様式34号付表1～3含む。

別記様式第36号(第23条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

環境森林部長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 繰越同意書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で協議のありました標記事業の繰越についてぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第23条第3項の規定により、下記のとおり同意します。

なお、事業の実施にあたっては、極力早期に完了するよう配慮してください。

記

1 繰越協議結果



〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 年度終了報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定(変更決定〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号)された標記補助事業の〇〇年度における実績について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第23条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績報告総括表 別紙のとおり(別記様式38号付表1)
- 2 箇所別実績書 別紙のとおり(別記様式38号付表2)
- 3 その他資料 別紙のとおり(年度実績報告の根拠となる証拠資料)
- 4 年度精算払先(口座番号)

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
預金名義	
フリガナ	

※口座振込エラーを防ぐため、金融機関の通帳の記載内容を見ながら入力してください。

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 年度実績報告総括表

市町村名

単位:ha,円

番号	計画番号	事業 開始年度	補助事業名	事業区分			事業実施者	事業実施場所	最新の交付決定					年度実績								
				区分	細区分	細々区分			実施面積		補助対象 事業費	補助対象事業費の内訳			実施面積		補助対象 事業費	補助対象事業費の内訳				
									森林	竹林		県補助金	市町村負担	その他	森林	竹林		県補助金	市町村負担	その他		
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
	合計								0.0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0

※事業区分、事業細区分については、別表1付表の略称によるものとする。  
 ※県補助金は、千円未満切捨てとする。  
 ※計画番号については、市町村名の最初の1文字と、事業区分(別表1付表)の略称、優先順位を合わせたものを記入する。(例:前-里-1)

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 箇所別年度実績書

事業区分	事業区分名	計画番号
区 分		
細 区 分		
細 々 区 分		

補助事業名	事業開始年度	
事業実施場所		
事業実施者	団 体 名 : 代 表 者 名 : 団 体 住 所 : 電 話 番 号 : 次年度管理団体:	
事業内容	※里山・平地林の計画の場合に記載	
	計画承認面積	年度実績
	森林面積 (ha)	
	竹林面積 (ha)	
事業目的 (必要性)		

収入 単位:円

区分	最新の交付決定額 A	年度実績額 B	繰越額 C	増減 (B+C)-A	備 考
県補助金				0	
市町村負担金				0	
その他				0	
計	0	0	0	0	

※県補助金は千円未満切捨て

支出 単位:円

区分	最新の交付決定額 A	年度実績額 B	繰越額 C	増減 (B+C)-A	備 考
報 償 費				0	
旅 費				0	
需 要 費				0	
役 務 費				0	
委 託 料				0	
工事請負費				0	
使用・賃借料				0	
原 材 料 費				0	
備品購入費				0	
計	0	0	0	0	

○貴重な自然環境の保護・保全

種名	カテゴリー
合計	動物 種・植物 種

○森林環境教育・普及啓発

開催日	参加者人数	講師人数
合計	0	0

添付資料:事業実施場所位置図、平面図(面積が示されているもの)、事業実施前・後及び実施中の状況写真、その他事業内容を説明する付表

別記様式第39号(第23条関係)

群馬県指令〇〇第〇〇〇号

〇〇市町村

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で実績報告のありました〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第23条第6項の規定により、下記のとおり〇〇年度分を確定します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 印

記

- 1 補助金の〇〇年度分確定額 円
- 2 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第19条第1項の規定による報告をする際は、本確定分を含めて報告するものとする。

別記様式第40号(第28条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 財産処分承認申請書

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第28条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項

別記様式第41号(第28条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

環境森林部長あて

〇〇(環境)森林事務所長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 財産処分協議書

このことについて、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第28条第4項の規定により、下記のとおり協議します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項

別記様式第42号(第28条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

環境森林部長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 財産処分同意書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇で協議のあった財産処分について、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第28条第5項の規定により、下記のとおり同意します。

記

1 財産処分協議結果

別記様式第43号(第28条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長 様

〇〇(環境)森林事務所長 印

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 財産処分承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で申請のあった財産の処分について、下記のとおり承認しましたので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第28条第6項の規定により通知します。

記

1 承認内容

別記様式第44号(第20条関係)

〇〇第〇〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 植栽等完了報告書

〇〇年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金に係る補助事業により全伐した箇所の植栽が完了したので、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱第30条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施年度 〇〇年度(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号確定)
- 2 植栽(天然更新)位置図 別紙のとおり
- 3 植栽(天然更新)平面図 別紙のとおり
- 4 主な植栽(天然更新)樹種 別紙のとおり
- 5 植栽(天然更新)の状況写真 別紙のとおり